

桜美林大学校友会会則

2018年7月19日制定

(名称及び所在)

第1条 本会は、桜美林大学校友会（英字表記：Oberlin University Alumni Association）と称する。

第2条 本会は、本部事務局を東京都町田市常盤町3758番地桜美林大学内に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を厚くし、桜美林大学との関係を密にし、桜美林大学の発展に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は目的を達成する為に、次の活動を行う。

- (1) 桜美林大学を支援する
- (2) 校友会員データの管理、保護
- (3) 会報の発行
- (4) 情報収集及び情報提供
- (5) 校友会員相互の交流、各登録団体及び活動への支援
- (6) 在学生に対する支援、援助
- (7) その他、目的を達成する為に必要な活動

(会員)

第5条 本会は次の者をもって会員とする。

- (1) 正会員
 - イ 桜美林大学、大学院、短期大学卒業生及び出身者
 - ロ 現旧専任教員、名誉博士、桜美林学園職員で入会を希望する者
- (2) 準会員
桜美林大学、大学院に在籍する学生
- (3) 賛助会員
本会の活動を支援する法人又は個人で常任幹事会の承認を受けた者

(終身会員)

第6条 第5条に定める会員において、第7条に定める終身会費を納入した者を終身会員とする。

(会費)

第7条 本会員は所定の会費を納入するものとする。

- 2 会費に関する事項については別に定める。
- 3 本会は、主として会費を納入した会員に対し、事業を行う。

(会員情報の届出)

第8条 本会員は、氏名、現住所、職業等を本会に通知し、変更が生じた場合及び会員の死亡を知った場合は速やかに届け出るものとする。

- 2 本会の会員に関する個人情報の管理については、学校法人桜美林学園が定める「桜美林学園プライバシーポリシー」に定めるところにより行うものとする。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 若干名
- (4) 常任幹事 10名以上15名以内
- (5) 幹事 15名以上20名以内
- (6) 会計監事 1名以上2名以内

(役員職務)

第10条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、常任幹事会の決定に基づき会務及び委員会を執行しその責任を負う。必要に応じて、常任幹事に会務の執行を分担させることができる。
- (3) 常任幹事は、常任幹事会の構成員として本会の会務を決定すると共に、会長及び副会長を補佐し、本会則の定めるところにより代行者に指名された場合は、その職務を代行する。
- (4) 幹事の職務は第14条に定めるものとする。
- (5) 会計監事は、会計を監査する。

(役員選出方法)

第11条 役員は、次の方法により選出する。

- (1) 名誉会長は、桜美林大学総長が就任する。
- (2) 名誉会長は、会長、副会長を任命及び解任することが出来る。
- (3) 常任幹事は、常任幹事の推薦を受け、会長が常任幹事会の承認を得て会員のの中から任命する。また、解任についても同様とする。
- (4) 幹事は、常任幹事または各年次校友会や支部組織より推薦された会員のの中から、常任幹事会で選出する。

- (5) 会計監事は、常任幹事の推薦を受け、会長が常任幹事会の承認を得て、会員の中から任命する。また、解任についても同様とする。

(役員任期)

- 第12条 役員任期は4年とし、再任を妨げない。但し、3期までを限度とする。また各年次校友会や支部組織が推薦する幹事の任期については2項に定めるものとする。
- 2 各年次校友会や支部組織が推薦する幹事の任期については各年次校友会及び支部組織の定める方法による。
 - 3 役員は、前項の期間を経過した後も、新たに後任者が決定するまでは引続きその職務を行うものとする。

(幹事)

- 第13条 本会に本会員の中から代表として幹事を置く。
- 2 幹事は、常任幹事会または各年次校友会や支部組織、から推薦された会員の内から、15名から20名を常任幹事会で選出する。

(幹事の職務)

- 第14条 幹事は次の各号に対して常任幹事会の方針に基づき実務を遂行する。また、各年次校友会や支部組織の意見を収集、集約し、幹事総会で具申することができる。
- (1) 本会の運営に関わること。
 - (2) 本会の事業・企画に関わること。
 - (3) 本会の予算及び決算に関わること。
 - (4) その他上記に関連すること。

(委員会)

- 第15条 本会に役員及び幹事から構成される次の委員会及び委員長を置く。役員及び幹事の所属は会長がこれを定める。尚、役員及び幹事の所属については必要に応じて見直すものとする。
- (1) 組織委員会
 - (2) イベント委員会
 - (3) 広報委員会
- 2 会長が必要と認めた場合は、特別委員会を設置することができる。

(委員会の職務)

- 第16条 各委員会の職務は次のとおりとする。
- (1) 組織委員会 本会の組織・運営に関わること。
 - (2) イベント委員会 本会の事業・企画に関わること。

- (3) 広報委員会 本会の広報に関わること。
- 2 特別委員会の職務は会長がこれを定める。

(会議)

第17条 本会に次の会議を置く。

- (1) 常任幹事会
 - (2) 幹事総会
 - (3) 委員会
- 2 常任幹事会及び幹事総会は会長が招集し、その議長となる。
 - 3 委員会は委員長が招集し、その議長となる。
 - 4 第1項の会議の議事については、議事録を作成するものとする。

(常任幹事会)

第18条 常任幹事会は、会長が、必要に応じてこれを招集する。

- 2 常任幹事会は、名誉会長、会長、副会長、常任幹事、会計監事で構成し、構成員の過半数をもって成立する。常任幹事会は本会の最高議決機関とし、議事は出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 第4条に定める事項について、幹事総会の意見を聞き、すべての会務を議事する。

(幹事総会)

第19条 幹事総会は、会長が、原則として年2回これを招集する。また、緊急の事態が生じた際には、臨時幹事総会の招集を行うことができる。

- 2 幹事総会の議事は、第14条で規定する内容を原則とする。
- 3 幹事総会は、常任幹事会からの諮問に答える。また、幹事総会は、前項の議事について、常任幹事会に対し意見を述べることができる。

(役員報酬、旅費及び活動費等の支給)

第20条 役員は無報酬とする。ただし、相当の理由がある場合に限り、常任幹事会の議を経て、報酬を支給することができる。

- 2 常任幹事については常任幹事会参加の為の活動費として年間1万5千円、幹事については幹事総会参加の為の活動費として年間3千円を支給する。委員は委員会参加の為の交通費を実費精算する。
- 3 役員の出張、旅費・交通費、会議費については、学校法人桜美林学園関係諸規定に準拠し支給する。

(会計)

第21条 本会の会計は、4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

- 2 本会の予算及び決算は、幹事総会において意見を聞き、常任幹事会において承認を

得る。

- 3 本会の資産は事務局が管理し、その運用、変更等については会長及び常任幹事会の承認を得る。
- 4 本会の収支は会計監査役員のもと、事務局及び組織委員会が管理する。
- 5 本会の維持興隆を目的とする会員及び有志の金品寄付はこれを受理する。

(事務局)

第 22 条 本会は任務を遂行するために事務局を置く。

- 2 事務局長は、校友課課長とする。

(支部組織)

第 23 条 本会は海外、国内、学群、ゼミ、クラブ、サークル、職域等に支部及び支部長を設けることができる。

- 2 各支部の設立並びに会則は、常任幹事会の承認を必要とする。

(会則の変更)

第 24 条 本会則の変更は、常任幹事会の承認を得るものとする。但し、急を要するなど特別な事象が発生した場合は、会長・副会長の協議により変更を行うことができるものとする。

(会員資格)

第 25 条 本会員については、本会の名誉を毀損した者或いは会員の資格なしと認められた者は、常任幹事会の議決によりこれを除名することができる。

- 2 支部長については、本会の会則、諸規約に反する行為並びに相応しくない行為等があった場合は、常任幹事会の議決により解任することができる。
- 3 会員の年会費の全部及び一部を 1 年以上滞納した場合は、常任幹事会は会員の資格を喪失させることができる。

附 則

- 1 第 7 条に定める正会員の会費の納入については、2022 年度以降の卒業生より卒業年度に年会費 10 年分を学納金納入時に委託徴収する。その他の正会員及び賛助会員についてはそれぞれの年会費を入会時及び更新時に徴収するものとする。
- 2 この会則は、2018 年 7 月 19 日から施行する。
- 3 この会則の改正は、2018 年 12 月 22 日から施行する。
- 4 この会則の改正は、2019 年 4 月 16 日から施行する。
- 5 この会則の改正は、2019 年 5 月 17 日から施行する。
- 6 この会則の改正は、2019 年 7 月 17 日から施行する。